

○久喜市空家等の適切な管理に関する条例施行規則

令和3年3月18日

規則第19号

久喜市空き家等の適正管理に関する条例施行規則（平成25年久喜市規則第14号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、久喜市空家等の適切な管理に関する条例（令和3年久喜市条例第10号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

（緊急安全措置）

第3条 条例第6条第1項に規定する規則に定める措置は、次に掲げるものとする。

- (1) 施錠の確認又は開放されている扉、窓若しくは門扉の閉鎖
- (2) 空家等の著しく破損した部分の養生
- (3) 空家等の一部の落下又は飛散の防止
- (4) 立木等の剪定
- (5) 雑草の除去
- (6) 動物、害虫等の駆除
- (7) 空家等への立入りが禁止であることの表示又は空家等へ近寄ることが危険であることの注意喚起の表示
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める措置

2 条例第6条第2項に規定する同意は、緊急安全措置実施同意書（様式第1号）により、措置対象空家の所有者等から得るものとする。

3 条例第6条第3項の規定による通知は、緊急安全措置実施通知書（様式第2号）により行うものとする。

（公示送達）

第4条 条例第6条第3項ただし書の規定による公示は、次に掲げる方法により行うものとする。

（1）久喜市公告式条例（平成22年久喜市条例第5号）第2条第2号の久喜市役所掲示場への掲示

（2）久喜市公式ホームページへの掲載

（3）前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める方法

（職務権限を示す証明書の様式）

第5条 条例第8条の職務権限を示す証明書の様式は、職務権限証明書（様式第3号）のとおりとする。

（その他）

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和3年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前にこの規則による改正前の久喜市空き家等の適正管理に関する条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）の規定によりされた指導又は勧告は、この規則による改正後の久喜市空き家等の適切な管理に関する条例施行規則の規定によりされた指導又は勧告とみなす。

3 この規則の施行前に改正前の規則の規定によりされた命令又は公表については、なお従前の例による。

附 則（令和6年3月29日規則第23号）

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

緊急安全措置実施同意書

年　　月　　日

久喜市長 あて

氏名

電話番号

〔法人にあっては、主たる事務所の
名称及び代表者の氏名〕

私が所有（管理）する下記の空家等について、久喜市空家等の適切な管理に関する条例第6条第1項の規定による緊急安全措置を講ずることに同意します。

また、緊急安全措置に要した費用を、私が負担することについて、同意します。

記

対象となる空家等

所在地 久喜市

対象となる物件

様式第2号（第3条関係）

緊急安全措置実施通知書

久 第 号
年 月 日

様

久喜市長

印

あなたが（所有・管理）する下記の空家等について、久喜市空家等の適切な管理に関する条例第6条第1項の規定による緊急安全措置を実施したので、同条第3項の規定により通知します。

なお、同条第4項の規定により、当該緊急安全措置に要した費用を請求します。

記

1 対象となる空家等

所在地 久喜市

対象となる物件

所有者等の住所及び氏名

〔 法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

2 緊急安全措置の内容

3 緊急安全措置の実施日

4 緊急安全措置に要した費用

金 円

5 納入期限

年 月 日

様式第3号（第5条関係）

(表)

| | | |
|---|--------------|------------|
| 写 真 | 職務権限証明書 | 第 号 5.5 |
| | 所 属 職 氏 名 | |
| <p>上記の者は、久喜市空家等の適切な管理に関する条例第6条の規定に基づき、空家等に対し緊急安全措置を講じ、又は立入調査を行う者であることを証明する。</p> <p>年 月 日 (年 月 日まで有効)</p> <p>久喜市長</p> | | |

9センチメートル

(裏)

| |
|--|
| <p>久喜市空家等の適切な管理に関する条例（抜粋） (緊急安全措置)</p> <p>第6条 市長は、管理不全空家等又は特定空家等（以下この条及び次条において「措置対象空家」という。）に起因して、地域住民の生命、身体又は財産に重大な危害を及ぼすおそれがあり、緊急を要するため所有者等が必要な措置を講ずる時間的余裕がないと認めるときは、当該危害を避けるための必要最小限の措置として規則で定めるもの（以下「緊急安全措置」という。）を講ずることができる。</p> <p>2～4 略 (立入調査)</p> <p>第7条 市長は、前条第1項の規定の施行に必要な限度において、職員又は委任した者に措置対象空家に立ち入りさせ、必要な調査をさせることができる。</p> <p>2 前項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 (職務権限を示す証明書の携帯等)</p> <p>第8条 緊急安全措置又は前条第1項の規定による立入調査をする職員又は委任を受けた者は、その職務権限を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。</p> |
|--|

様式第1号（第3条関係）

様式第2号（第3条関係）

様式第3号（第5条関係）